

県の回答（対応状況等）

令和5年7月31日

（ご意見標題） 出産時の立ち会いについて

（担当課） 保健医療部 地域保健課

（ご意見要約） 新型コロナが5類に引き下げられ、行動も緩和され観光客が沖縄へ足を運んでいる中、妊婦は病院での家族との面会や出産時の立ち会いが制限されている。せめて、出産時の立ち会いをできるようにしてほしい

（回 答）

御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、5月8日に感染症法上の位置づけが変更され、インフルエンザ等の疾病と同様に取り扱うことになりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染力は未だ高く、県内では入院患者が多い状態が続くと、急性期病院における救急外来や一般診療の制限など、県民が安心できる医療提供体制の確保が難しくなります。

医療機関には重症化リスクの高い患者もいることから、感染拡大を避けるため、また誰もが安心して医療が受けられるようにするため、感染対策を継続しており、医療機関によっては県内の感染状況に応じて面会制限等を判断する場合もございます。

御出産の際に、御家族の面会や立ち会いが制限され、心細くつらい思いをされ、また、御家族にとっても後々まで思い出に残る大切な出来事においてこのような状況となっていることは、大変心苦しく思います。

しかしながら、誰もが安心して医療が受けられるようにするためには、県民の皆様の御理解、御協力が必要となりますので、改めて新型コロナウイルス感染症対策への御協力をよろしくお願いします。